

国民年金保険料免除 申請について

本庁住民税務課
支所住民生活課
鹿屋年金事務所

電話 0994-22-3039
電話 0994-25-2511
電話 0994-42-5121

**申請は原則として毎年度
必要です**

免除のサイクル（始期と終期）は、7月から翌年6月までです。引き続き免除申請をされる方は、国民年金窓口で手続きできます。（前年の所得で審査）

なお、保険料全額免除または若年者納付猶予（一部納付を除く）が承認された方が、申請時に翌年度以降も申請を行うことをあらかじめ希望（申請書の記入欄に「はい」に○）された場合は、あらためて申請を行わなくても、自動的に審査を行います。



平成21年の7月～平成22年の6月までの免除申請は平成22年の7月まで行えます。（前々年の所得で審査）

退職（失業）した方が申請を行うときは、雇用保険受給者証または、雇用保険被保険者離職票等をご持参ください。

税務証明交付申請時の本人確認にご協力をお願いします

平成22年8月2日（月）から税務関係証明・閲覧の申請に際して原則、申請書への押印を廃止し**窓口に来られた方の本人確認**を実施させていただきます。

これは、他人が本人になりすまして証明書等を不正取得することを防止し、皆様の資産や収入等の個人情報保護することを目的としています。

来庁される皆様にはご負担をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をお願いします。

●本人確認方法

交付申請書に申請者の署名と官公署の発行した次の書類等（現在有効なもの）をご提示ください。委任状持参での申請の場合は、窓口に来られた代理人の方に対して行わせていただきます。

▶ 運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード・各種健康保険証 など

※必要に応じて口頭による質問をさせていただくことがありますのでご了承ください。

※証明書類によっては本人確認の対象外となるものもあります。

※法令の規定や通達がある事項に関して職務上申請できる官公庁や弁護士・司法書士等は一部取り扱いが異なります。

その他詳細についてはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 錦江町役場 住民税務課税務チーム TEL 22-3037
住民生活課税務チーム TEL 25-2511

計量器定期検査

（平成22年度検査実施）

1. 検査対象 → 取引または証明上の計量に使用するはかり等。2年に1回実施されます。
2. 検査日程 → ・印鑑と検査料（1台おおよそ500円程度）が必要です。

対象地区	月 日	時 間	場 所
田代地区	平成22年7月15日(木)	13:00～16:30	役場・田代支所(公用車庫前)
大根占地区	平成22年7月16日(金)	9:00～15:00	役場・本庁(公用車庫前)

- ・一昨年受験された方々には、それぞれ通知いたします。
- ・上記のいずれかで受験されないとい他の市町村での受験となります。

（問い合わせ） 産業振興課（0994-22-0511）及び産業建設課（0994-25-2511）